

放課後等デイサービス キッズスポーツ重要事項説明書

指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービスの提供開始に当たり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

令和7年4月1日現在

1 事業者の概要は、次のとおりです。

事業者	名称	社会福祉法人 ひらか福祉会
	所在地	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字福田 207-4
	法人種別	老人福祉施設
	代表者名	理事長 畠山 尚弥
	電話番号	0182-56-3002
事業所	名称	放課後等デイサービス キッズスポーツ
	所在地	〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前 269-1
	電話番号	0182-23-6576
事業の目的	社会福祉法人ひらか福祉会が開設する放課後等デイサービス キッズスポーツ以下「事業所」という。)が行う児童福祉法に規定する指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員及び保育士(以下「指導員等」という。)が給付決定にかかる障害児(以下「児童」という。)に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。	
運営の方針	<p>1 事業所の指導員等は、児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるようその児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 事業所の指導員等は、利用する児童の意思及び人格を尊重し、常に利用する児童の立場に立ってサービスの提供を行う。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の児童福祉サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>	
虐待の防止	<p>事業者は、障害者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者を事業所の管理者とする。</p> <p>(2) 苦情解決体制を整備する。</p> <p>(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施し、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。</p>	

2 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、横手市内とする。

3 営業時間

児童発達支援	<p>営業日：月曜日から土曜日（祝日含む） （日曜日、お盆：8/13～15、年末年始：12/30～1/3 休業）</p> <p>営業時間：月曜日から土曜日（祝日含む） 10:00～18:00 サービス提供時間：月曜日から土曜日（祝日含む） 10:30～12:00</p>
放課後等デイサービス	<p>営業日：月曜日から土曜日（祝日含む） （日曜日、お盆：8/13～15、年末年始：12/30～1/3 休業）</p> <p>営業時間：月曜日から土曜日</p> <p>放課後 10:00～18:00 学校休業日 9:00～17:00</p> <p>サービス提供時間：月曜日から土曜日</p> <p>放課後 14:30～17:30 学校休業日 10:00～16:00</p>

4 基本報酬における時間区分

時間区分	計画時間
時間区分 1	30分以上1時間30分以下
時間区分 2	1時間30分超3時間以下
時間区分 3	3時間超5時間以下

5 事業所の職員体制は次のとおりです。

職 種	常勤	非常勤	従事するサービスの種類	備考
管理者	1名		統括管理・事業所の管理業務に従事	Fine！兼務
児童発達支援管理責任者	1名以上		個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価	
保育士・児童指導員	1名以上	1名以上	児童発達支援事業・放課後等デイサービスの提供	利用児童が10名まで2名以上その後5名に対し1名以上配置

6 サービスの内容は次のとおりです。

サービス内容	日常生活における基本的動作の訓練
	集団生活適応訓練
	個別指導（機能訓練）
	レクリエーション
	送迎

7 児童福祉法外のサービスの内容は、次のとおりです。

食事サービス	基本的にはございません。
各種イベント	社会見学等の各種イベント

8 児童発達支援管理責任者は、次のとおりです。

氏名 小野寺 慎司
 連絡先 放課後等デイサービス キッズスポーツ
 電話番号: 0182-23-6576 FAX : 0182-23-6577

9 利用者負担金については、次のとおりです。

(1) 指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービスを利用した場合の利用料の額は告示上の額とし当該障害児通所支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害児通所支援の提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村の定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払いを受けるものとする。

(2) 児童福祉法以外のサービスに係る費用

	ご負担額
おやつ代	100円（税込）
創作活動代	必要に応じて徴収する場合がございます。（100円）
各種イベント等の参加費	必要に応じて徴収する場合がございます。
創作活動にかかる材料費など	必要に応じて徴収する場合がございます。

(3) 利用料金は、月末締めで1ヵ月ごとに計算して請求するものとし、翌月末日までに以下のいずれかの方法で支払うものとする。（※請求書は毎月15日以降発行）

- ① 銀行振込（振込手数料はご負担ください）
- ② 口座振替

※請求後は当月内にお支払いのお手続きをお願いいたします。

10 利用予定のキャンセルについて

(1) 利用者が、利用予定のキャンセルをする際には、速やかに次の連絡先へ連絡するものとする。

(2)利用者の都合で利用予定のキャンセルをする場合は、可能な限りサービス利用の2営業日前までに連絡するものとする。上記、期日を過ぎてからのキャンセルについては、欠席時対応加算（別紙料金表参照）の算定対象となる場合がある。

(3)加算内容について ※別紙料金表参照

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：浅野 純子
-------------	-----------

(2)苦情解決体制を整備しています。

(3)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12 衛生管理の徹底

第21条 事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等の衛生的な管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置

(2)感染対策委員会の定期的な実施（毎月1回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(3)感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(4)発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築

(5)感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年2回以上）

13 身体拘束の適正化について

(1)身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	管理者：浅野 純子
-------------	-----------

(2)身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。

(3)身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。

(4)身体拘束に対する指針を策定しています。

(5)職員に対する定期的な研修を実施しています。

14 非常災害時の対応

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救 出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	小野寺 慎司
避難訓練	避難訓練年 2 回 実施します

15 サービスの提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関名	西成医院（西成忍） 横手市平鹿町浅舞字浅舞 53 電話 0182-24-1023 外科・内科
緊急医療機関等	平鹿総合病院：横手市前郷字八ツ口 3-1 電話 0182-32-5121 市立横手病院：横手市根岸町 5-31 電話 0182-32-5001

16 相談窓口、苦情対応（苦情・要望の受付について）

※ 苦情（要望）受付から解決までの流れ・苦情受付担当者

- ① 苦情（要望）内容の詳細を確認し申出人の要望を明確化します。
- ② 苦情（要望）内容を「苦情受付書」に記入し、申出人の確認サインをもらいます。
- ③ 調査：聴き取りした苦情（要望）内容に沿って関係職員等に事実関係を確認します。
- ④ 記録：「苦情（要望）受付書」に対応経過を記録し、必要に応じて資料等を添付します。
- ⑤ 報告：苦情解決責任者に報告します。

・苦情解決責任者

- ① 苦情（要望）内容及び調査結果に基づいて解決案を作成し、申出人と話し合い、解決に努めます。解決後は、「苦情（要望）解決結果報告書」「改善結果報告書」を作成し、申出人に通知します。尚、記録は5年間保存します。
- ② 解決が不調な場合、他の関係機関を紹介し、苦情解決に当たります。

(1) サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業者相談苦情窓口	放課後等デイサービス キッズスポーツ 電話番号：0182-23-6576 FAX：0182-23-6577 児童発達支援管理責任者 小野寺 慎司
------------	--------------------------------------------------------------------------------

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

横手市社会福祉課 (障がい福祉係)	横手市中央町 8-2 電話番号：0182-35-2132 FAX：0182-32-9709
----------------------	--------------------------------------------------

17 利用料と加算

別紙料金表を参照の上、指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービスの提供に際し、本書面に基
づき事業者は重要事項の説明を行い、利用者は確認しました。

令和 年 月 日

<保護者> 住 所

氏 名

(続柄)

印

児童氏名

<事業所>

〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前 269-1

放課後等デイサービス キッズスポーツ

管理者 浅野 純子

<説明者>

氏 名

印